

正 誤 表

正	誤
<p style="text-align: right;">国自技第152号 国自環第134号の2 平成15年10月1日</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下「細目告示」という。）第2条第1号の「<u>国土交通大臣が定める自動車</u>」及び第40条第1項第3号の「<u>国土交通大臣が指定する自動車</u>」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: right;">国自技第152号 平成15年10月1日</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下「細目告示」という。）第2条第1号の「<u>国土交通大臣が定める自動車</u>」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(略)</p>